

入札公告

物品調達等及び委託役務

次のとおり、条件付一般競争入札を実施するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6の規定により公告する。

この入札公告に定めるもののほか、入札に関して必要な事項は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項及び同細則による。

令和3年5月26日

東広島市長 高垣 廣徳

1 入札に付する事項

- | | |
|-----------------|--|
| (1) 物品・委託役務の名称 | 東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画改訂業務 |
| (2) 物品・委託役務管理番号 | 13030018 |
| (3) 物品委託役務内容 | 「東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画（平成22年3月改訂）」について、人権に関する課題等について見直しを行い改訂するもの。 |
| (4) 納入・履行期間 | 契約締結日の翌日から令和4年3月22日まで |
| (5) 納入・履行（就業）場所 | 東広島市内一円 |
| (6) 予定価格 | 落札後公表 |
| (7) 最低制限価格 | なし |
| (8) 入札方式 | 一般競争入札 |
| (9) 入札区分 | 紙入札 |
| (10) 使用する契約約款 | 業務委託契約約款（成果物の製造） |
| (11) 契約種別 | 総価契約 |
| (12) 収入印紙 | 要 |

2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア	令和3年1月1日～令和6年12月31日までの東広島市物品役務等競争入札参加資格として次の入札参加資格認定区分の認定を受けている者	調査・計画>各種行政計画・調査等
イ	法令等による登録等	問わないものとする。
ウ	技術者	問わないものとする。
エ	営業所等所在地 ※本店とは、法人にあつては登記されている本店とし、個人事業者にあつては営業活動の本拠を置いている場所とする。 ※営業所とは、法人においてその所在する市（町）の法人市（町）民税の申告のある営業所とする。	広島県内に本店を有する者。
オ	会社の履行実績	問わないものとする。
カ	その他	令和元年8月26日付け「東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項」の2（1）のいずれにも該当しないこと。

3 その他の入札条件

なし

4 日程等

手続き等	期間・期日等	場所・留意事項
ア 公告日	令和3年5月26日	東広島市ホームページに掲載及び東広島市総務部契約課（契約担当課）で閲覧に供する。 閲覧場所は「6 問い合わせ先（契約担当課）」に記載のとおり。
イ 仕様書及び見本等閲覧期間	令和3年5月26日～ 令和3年6月15日	東広島市ホームページに掲載及び契約担当課で閲覧に供する。 見本等の有無：有
ウ 同等品確認期間（物品の買入れ及び借入れに限る）		同等品で応札する場合は、同等品規格確認票（東広島市物品調達等及び委託役務競争契約入札心得（平成21年東広島市告示第83号。以下「入札心得」という。）別記様式第2号（第4条関係）により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 なお、同等品確認に対する認定のない同等品での応札は認めない。同等品規格確認票の提出先は、「オ 質問書提出期間」に記載の発注担当課とする。
エ 同等品確認回答閲覧期間		東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
オ 質問書提出期間	令和3年5月26日～ 令和3年6月2日 (午前8時30分～午後5時15分)	質問書は、本市所定の様式（東広島市物品調達等及び委託役務競争入札心得（平成21年東広島市告示第83号）別記様式第1号（第4条関係））により発注担当課へ持参またはファックスすること。ファックスする場合は、その旨を発注担当課へ事前に電話連絡すること。 生活環境部 人権男女共同参画課（発注担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁北館1階） 電話番号 082-420-0927 /ファックス番号 082-422-2040 質問書提出期間終了後の質問は受け付けない。 質問書の様式は東広島市ホームページからダウンロードできる。
カ 回答書閲覧期間	令和3年6月7日～ 令和3年6月15日	東広島市ホームページに掲載及び発注担当課で閲覧に供する。
キ 入札期間	令和3年6月11日～ 令和3年6月14日 (午前9時00分～午後5時00分)	入札場所 東広島市総務部契約課（契約担当課） 東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階） 入札書は入札期間内に総務部契約課に持参して入札箱に投入すること。 初度の入札書は、入札の権限を有している者が記名押印し、使用印鑑として本市に届け出ている印鑑を押印すること。（ただし、入札書に記載した日付以前に作成された委任状の同封・提出がある場合を除く。） 特別の事由により郵便により入札書を提出しようとする者は、東広島市物品調達等及び委託役務条件付一般競争入札公告共通事項細則に定めるところによるものであること。
ク 開札日時	令和3年6月15日 午前11時30分	開札場所 入札室（東広島市西条栄町8番29号 本庁本館4階） 開札の結果、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札がないときは、開札日の翌日以降に再度の入札（1回目）を実施するものとする。再度の入札（1回目）は、開札の立ち会いの有無に関わらず初度の入札参加者全員が参加できるものとする。 再度の入札（1回目）を実施する日時、場所等の詳細は初度の入札に参加した者に対してファックスにより通知を行う。 再度の入札（1回目）の結果、予定価格の制限の範囲内での入札がなかったときは、直ちに入札会場で再度の入札（2回目）を行う。 再度の入札は、2回目まで行う。

5 資格要件確認資料の提出

本案件は、入札に参加する者に必要な資格を確認するために必要な資料（以下「資格要件確認資料」という。）の提出を求めない。

(1) 提出書類

書類の区分	提出書類 (○印)	備考
ア 入札参加資格確認申請書		様式は、東広島市ホームページからダウンロードできる。
イ 入札参加資格要件総括表		
ウ 誓約書		
エ 配置予定技術者届出書		
オ 履行実績確認表		
カ 履行実績証明書（物品・委託役務）		
キ 法令等による登録等を確認するための資料		
ク その他		

(2) 提出部数は、1部とし、提出した資格要件確認資料は、返却しない。

(3) 提出期限

(4) 提出先 「6 問い合わせ先（契約担当課）」のとおり。

(5) その他

入札参加者は、資格要件確認資料を指定された提出期限までに提出できるよう事前に準備しておくこと。

資格要件確認資料の作成及び提出に要する費用は、提出者の負担とする。

資格要件の審査のために必要があると認めるときは、期限を定めて資格要件確認資料の補正や追加資料の提出を求めることがある。

資格要件確認資料に虚偽の記載をした者に対しては、指名除外措置を行うことがある。

6 問い合わせ先（契約担当課）

総務部契約課 物品役務係
東広島市西条栄町8番29号（本庁本館4階）
電話番号 082-420-0930
ファックス番号 082-431-0077

東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画 改訂業務仕様書

1 業務名 東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画改訂業務

2 業務の目的

平成22年3月に改訂した「東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画～人（ひと）・かがやきプラン～」について、その後の社会情勢の変化や国際的潮流の動向等を鑑み、人権に関する課題について見直し、令和2年度に実施した「東広島市人権に関する市民意識調査・事業所意識調査」の結果を踏まえた計画に改訂する。

3 履行場所及び履行期間

- (1) 履行場所 東広島市内一円
- (2) 履行期間 契約締結日の翌日から令和4年3月22日まで

4 業務の内容

(1) 基本的事項の検討・事例収集

全国的な計画の策定状況及び国、県、他市町の動向を調査し、基本事項の改訂内容を検討する。

(2) 現状把握と課題分析

- ・令和2年度に実施した「東広島市人権に関する市民意識調査・事業所意識調査」の結果から、人権に関する市民・事業所の意識・ニーズ等の分析を行う。
- ・平成22年3月改訂版の課題整理等を行う。
- ・統計的な整理を行う。
- ・「人権教育及び人権の啓発の推進に関する法律」及び「人権教育・啓発に関する基本計画」並びに広島県の指針・実施計画との整合を図る。
- ・第5次東広島市総合計画及び第2期ひと・まち・しごと創生総合戦略並びに東広島市SDGs未来都市計画、その他本市法定計画等との調整、整合を図る。
(計画の位置付けは別紙1を参照)

(3) 東広島市人権教育及び人権啓発推進審議会（以下「審議会」という。）の運営支援

- ・当計画にかかる説明資料を作成する。
- ・審議会等へ出席し、助言を行う。（2～3回）
- ・審議会会議録を作成する。

(4) 庁内関係課の意見聴取

- ・庁内関係課の意見を聴取し、取りまとめを行う。

(5) 計画改訂素案を作成する。

- ・(1)～(4)を取りまとめ、各種施策の検討を行い、計画改訂の素案を作成する。

(6) パブリックコメント実施支援（1回）

- ・パブリックコメント用にルビ付き計画案を作成する。
- ・パブリックコメント実施結果概要を作成する。

(7) 計画書の作成

計画改訂素案に審議会意見及び(6)で実施したパブリックコメントを反映した、改訂原案を作成する。発注者と協議のうえ、必要に応じて補正を行い、計画書及び概要版を作成する。

5 担当区分

内 容	担当			
	発注者	受注者		
(1) 計画改訂素案の作成	a 基本事項について、国、県、他市町の動向を調査し、改訂内容を検討する。	○	○	
	b 市民・事業所意識調査結果を分析し、各項目に意見・ニーズ等を反映させる。前回改訂版の達成状況及び課題を整理し、今回の改訂内容に加える	○	○	
	c 審議会の 運営支援	審議会説明資料の作成	○	○
		進審議会同席（2～3回）		○
		審議会会議録の作成		○
	d 庁内関係課の意見聴取	○	○	
a～dを踏まえ計画改訂素案を作成する		○		
(2) パブリックコメント実施	ルビ付き計画案の作成		○	
	パブリックコメント実施	○	○	
	パブリックコメント実施結果概要の作成		○	
(3) 計画の改訂原案作成	(1)の素案と(2)の結果及び審議会の審議内容を考慮し、改訂計画原案を作成する		○	
(4) 原案の補正	必要に応じて発注者と協議のうえ、改訂計画原案の補正を行う	○	○	
(5) 計画書及び概要版の作成	計画書及び概要版の印刷・製本及び納品		○	
	電子データ納品		○	

6 成果品の作成及び納品

(1) 計画書及び概要版の印刷・製本を行う。①及び②はカラー印刷とする。

① 東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画～人・かがやきプラン～R4(2022).3
改訂(120ページ) 作成部数 50冊

② 東広島市人権教育及び人権啓発推進基本計画～人・かがやきプラン～R4(2022).3
改訂【概要版】(10ページ) 作成部数250冊

(2) ①及び②の電子データを納品する。

7 問い合わせ先(発注担当課)

東広島市生活環境部 人権男女共同参画課 人権男女共同参画係

TEL:(082)420-0927

FAX:(082)422-2040

計画の位置付け

【指針となる計画】

法律	「人権教育及び人権の啓発の推進に関する法律」
基本計画	「人権教育・啓発に関する基本計画」
関連法律	「部落差別の解消の推進に関する法律」
広島県指針	「広島県人権教育・啓発指針」
広島県啓発実施計画	第5次「広島県人権教育推進プラン」

【関連付ける計画】

東広島市最上位計画	第5次東広島市総合計画 第2期ひと・まち・しごと創生総合戦略 東広島市SDGs未来都市計画
-----------	---

【参考となる計画】 その他本市法定計画等

◆第3次東広島市地域福祉計画

- ・第3次東広島市障害者計画
- ・第5期東広島市障害福祉計画
- ・第1期東広島市障害児福祉計画
- ・第8次東広島市高齢者福祉計画
- ・第7期東広島市介護保険事業計画
- ・第2期東広島市子ども子育て支援事業計画
- ・第2次東広島市健康増進計画
- ・東広島市自殺対策計画

◆第3次東広島市男女共同参画推進計画

◆東広島市教育大綱

- ・第2期東広島市教育振興基本計画
- ・東広島市生涯学習推進計画

注：◆は上位計画を表す。